（認印に代わる措置・法第四百七十三条）

第二百九十四条の十　法第四百七十三条ただし書の裁判所の規則で定める認印に代わる措置は、裁判長又は裁判官が同条第二号に定める裁判書又は調書に係る裁判の執行を指揮する旨を明らかにする措置とする。

（免除の申立裁判所・法第五百条）

第二百九十五条の二　訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行免除の申立ては、その裁判を言い渡した裁判所にしなければならない。ただし、事件が上訴審において終結した場合には、全部の訴訟費用について、その上訴裁判所にしなければならない。

2　前項の申立てを受けた裁判所は、その申立てについて決定をしなければならない。ただし、同項ただし書の規定による申立てを受けた裁判所は、自ら決定をするのが適当でないと認めるときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した下級の裁判所に決定をさせることができる。この場合には、その旨を記載し、又は記録し、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとつた送付書（電磁的記録をもつて作成されるものを含む。）と共に申立書（同項の申立てが第六十五条の二第一項の方法によりされた場合にあつては、ファイルに記録されている申立書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、第六十五条の二第一項の記録媒体に記録されている申立書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）及び関係書類（電磁的記録を含む。）を送付するものとする。

一　送付書が書面である場合　認印すること。

二　送付書が電磁的記録である場合　送付書の内容を確認したことを当該送付書上明らかにすること。

3　前項ただし書の規定による送付をしたときは、裁判所は、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第五百九条）

第二百九十五条の六　法第五百九条の規定による差押え、捜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十　略］

十一　書面によるこの項の令状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

2　法第五百九条の規定による身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、同条第五項に規定する事項を記載しなければならない。

［3　略］

（資料の提供等・法第五百九条等）

第二百九十五条の七　前条第一項の請求をするには、執行すべき裁判の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本（裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である場合にあつては、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）又は抄本（裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である場合にあつては、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書又は当該調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）を提出しなければならない。

［2・3　略］

（身体検査令状の記載要件等・法第五百十条）

第二百九十五条の八　法第五百九条第一項後段又は第五百十一条第一項後段の身体検査令状には、正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは過料又は刑罰に処せられることがある旨をも記載し、又は記録しなければならない。

［新設］

（免除の申立裁判所・法第五百条）

第二百九十五条の二　訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行免除の申立は、その裁判を言い渡した裁判所にしなければならない。但し、事件が上訴審において終結した場合には、全部の訴訟費用について、その上訴裁判所にしなければならない。

2　前項の申立を受けた裁判所は、その申立について決定をしなければならない。但し、前項但書の規定による申立を受けた裁判所は、自ら決定をするのが適当でないと認めるときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した下級の裁判所に決定をさせることができる。この場合には、その旨を記載し、かつ、裁判長が認印した送付書とともに申立書及び関係書類を送付するものとする。

［新設］

3　前項但書の規定による送付をしたときは、裁判所は、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第五百九条）

第二百九十五条の六　［同上］

［一～十　同上］

［新設］

2　法第五百九条の規定による身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、法第五百九条第四項に規定する事項を記載しなければならない。

［3　同上］

（資料の提供等・法第五百九条等）

第二百九十五条の七　前条第一項の請求をするには、執行すべき裁判の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を差し出さなければならない。

［2・3　同上］

（身体検査令状の記載要件・法第五百十条）

第二百九十五条の八　法第五百九条第一項後段又は第五百十一条第一項後段の身体検査令状には、正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは過料又は刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。